

平成27年 5月14日

審査請求人 白 井 義 幸
上記代理人 吉 野 高 殿

日本弁護士連合会
会長 村 越



審査請求事案の裁決について（通知）

下記事案につき懲戒委員会の議決に基づき裁決したので、裁決書謄本を添えて通知します。

記

本件事案番号： 平成26年懲(審)第15号

裁 決 書

長野県長野市大字県町484-1

センターボア502 信濃法律事務所

長野県弁護士会所属弁護士

審 査 請 求 人 白 井 義 幸

(登録番号34780)

上記代理人弁護士 吉 野 高

審査請求人に係る平成26年懲（審）第15号審査請求事案について、日本弁護士連合会は次のとおり裁決する。

主 文

- 1 長野県弁護士会が平成26年6月7日付けでなした審査請求人に対する懲戒処分（戒告）を取り消す。
- 2 審査請求人を懲戒しない。

理 由

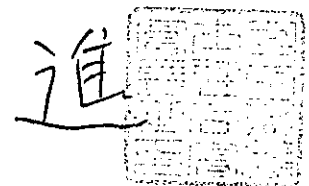
本件審査請求について懲戒委員会が別紙議決書のとおり議決したので、弁護士法第59条の規定により、主文のとおり裁決する。

平成27年5月12日

日本弁護士連合会

会 長

村 越 進





平成26年懲（審）第15号[長野県弁護士会平成25年（懲）第2号]

議 決 書

長野県長野市大字県町484-1

センターポア502 信濃法律事務所

長野県弁護士会所属弁護士

審 査 請 求 人 白 井 義 幸

(登録番号34780)

上記代理人弁護士 吉 野 高

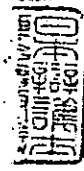
主 文

- 1 長野県弁護士会が平成26年6月7日付けでなした審査請求人に対する懲戒処分（戒告）を取り消す
- 2 審査請求人を懲戒しないことを相当とする。

理 由

第1 長野県弁護士会の認定及び判断

審査請求人にかかる本件懲戒請求事件につき、長野県弁護士会（以下「原弁護士会」という。）の認定した事実及び判断は、原弁護士会懲戒委員会の議決書に記載のとおりであり、原弁護士会は前記認定と判断に基づき、審査請求人を戒告の処分に付した。



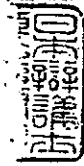
第2 審査請求の理由の要旨

本件審査請求の理由の要旨は次のとおりである。

- 1 審査請求人が受任時及びその後に懲戒請求者その他の関係者から事情聴取した結果によれば、懲戒請求者は退職当時に重度の統合失調症であったことがうかがえ、退職願提出時に意思能力を欠いていたことが相当程度疑われたことから、本件訴訟において勝訴の可能性は相当程度認められた。
- 2 仮に、本件訴訟の勝訴の可能性が限りなく低かったとしても、審査請求人は懲戒請求者に事件の見通しを十分に説明しており、その上で懲戒請求者の強い希望を尊重して提訴したものであり、懲戒請求者の裁判を受ける権利の実現に努めたことは弁護士として正当な行為である。
- 3 審査請求人が受領した着手金は、請求金額のうち時効消滅していない未払賃金等を基準に計算したものであり、日当は事件処理のための東京への出張1回につき5万2500円で計算したものであり、また、受任後、懲戒請求者から毎日のように長時間の電話がかかってくるなど、懲戒請求者のために多大な時間と労力を費やしたことから、審査請求人の受領した着手金及び日当の額は、適正かつ妥当な弁護士報酬の範囲内にある。

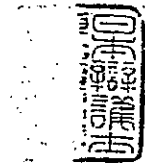
第3 当委員会の認定した事実

- 1 当委員会において審査した結果、原弁護士会懲戒委員会の議決書の理由のうち、第1から第4並びに第6の1及び2に記載の各事実を認めるほか、以下の事実が認められる。
- 2 審査請求人は、平成22年3月、懲戒請求者から法律相談を受けたが、その内容は、懲戒請求者が平成6年に提出した退職願は退職願との認識のないまま署名捺印されたものであるので、退職の効力を争いたいというものであった。審査請求人は、懲戒請求者が持参した書類や同行した母親の説明などから、懲戒請求者は退職願提出当時統合失調症により意思能力を欠いていた可能性があると考えたが、他方で、一般に意思能力を争うのは難しいこと、退職願提出か



らかなり年月がたっていることなどから、勝訴の可能性が低いことを説明し、取りあえず請求額を500万円とする調停事件として受任することとした。

- 3 その後、懲戒請求者から請求額を1億円以上とするよう強い要求があり、審査請求人としては、勝訴の可能性が低いこと、地方公務員の給料の消滅時効は長くても5年であること、印紙代も高くなることなどを説明して説得したが、懲戒請求者が説得に応じなかったため、平成22年8月、新宿区を相手方として、東京簡易裁判所に、地位確認と16年間分の未払給与に遅延損害金を加えた約1億6000万円を請求する民事調停を申し立て、調停が不調に終わったため、同年12月、東京地方裁判所に同様の請求内容の民事訴訟を提起した。訴訟は、平成23年9月に請求を棄却する旨の一審判決が言い渡され、控訴審も平成24年1月に控訴を棄却する旨の判決が言い渡された。
- 4 審査請求人は、当初500万円という請求額を前提に着手金26万2500円を受領したが、その後請求額を増額して調停を申し立てるに際し、着手金78万7500円を追加し、更に、訴訟提起時に10万5000円、控訴申立時に26万2500円を着手金として追加受領した。また、日当として、東京への出張1回につき5万2500円、8回分の合計42万円を受領した。
- 5 懲戒請求者は、初回の相談時に母親とともに審査請求人の事務所を訪れ、その後の打合せにも、ほとんど毎回母親が同席していた。
- 6 受任後、審査請求人に対して懲戒請求者から頻繁に電話があり、毎回の電話での通話時間も長く、また、懲戒請求者からメモ書きや資料が頻繁にファックスで送られてきた。
- 7 審査請求人は、受任後調停申立前、新宿区の担当者との電話でのやり取りや母親からの話で、懲戒請求者が昭和49年頃から統合失調症のため精神科に入通院していたこと、平成6年7月に実家に帰ってきた頃は幻覚妄想状態にあったこと、在職中に統合失調症を発症したため障害2級として障害年金が支給されていたことなどが分かった。そのため、審査請求人は、懲戒請求者に対し、



初診時からのカルテを取ってくるよう要求したが、懲戒請求者は在職中に統合失調症を発症していた事実を認めようとせず、カルテも取ってこようとしなかった。しかし、一審の敗訴判決後、審査請求人が説得した結果、懲戒請求者は昭和58年からの長野赤十字病院のカルテを取り寄せてきたので、審査請求人は当時の担当医から意見書を入手したが、その内容は「意思能力がなかったとまではいえない」というものであった。

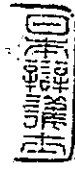
第4 当委員会の判断

- 1 本件懲戒請求事由のうち、審査請求人が新宿区のみなし職員で、実質相手方の弁護士であるとか、不適切な発言をされた、夜間に電話をされ近所迷惑だった等の点については、原弁護士会懲戒委員会がこれを事実と認定することはできないとした判断は相当であって、当委員会もこのような事実を認めることはできない。
- 2 ところで、本件では、懲戒請求者が平成6年6月に新宿区の職員を依願退職した件につき、平成22年3月、審査請求人が懲戒請求者から依頼を受け、懲戒請求者の提出した退職願が無効であるとして、新宿区に対し地位確認と16年間分の未払給与等約1億6000万円を請求する訴訟を提起した行為が問題とされているところ、原弁護士会懲戒委員会は、この審査請求人の行為が、勝訴の可能性がないか若しくは限りなく低い状況で訴訟を提起したものであり、受任時に適切な説明をしたかどうかには疑問があり、着手金と日当の合計が約184万円であるのも多額であるとして、弁護士職務基本規程21条及び24条に違反し、弁護士の品位を損なうべき非行というべきであると判断した。

しかし、以下に述べるとおり、この原弁護士会懲戒委員会の判断は相当とはいえない。

3 受任及び受任時の説明の適否について

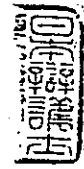
- (1) 本件は、原弁護士会懲戒委員会も指摘するとおり、依願退職後16年も経過した後に、職員たる地位とその間の未払給与等約1億6000万円余りの



支払を請求する特異な事件であり、勝訴の可能性が極めて低い事件であったことは間違いない。しかし、他方で、懲戒請求者が統合失調症に罹患していたという事情もあり、平成6年当時、これが悪化していた事情も認められ、また、統合失調症を理由に意思能力が否定された裁判例もあることからすれば、全く勝訴の可能性が考えられないような荒唐無稽な訴訟であったということとはできない。

(2) しかも、審査請求人は、受任時に勝訴の可能性が低いことを説明しており、それでも懲戒請求者が法的手続を強く希望したので、取りあえず請求額500万円の調停事件として受任することとし、申立ての準備を進めていたところ、その後懲戒請求者が請求額の増額を強く求めてきたので、審査請求人としては、勝訴の可能性の低いことや費用がかかることなどを説明して再三説得に努めたものの、懲戒請求者が説得に応じなかったため、最終的に約1億6000万円余りの請求額で調停を申し立て、調停が不調となったため、訴訟を提起したことが認められる。このような経過からすれば、審査請求人は、勝訴の可能性が低いことなど、事件の見通しや処理方法について、それなりに誠実に説明していたものと認められる。

(3) 原弁護士会懲戒委員会は、弁護士による事件処理の受任は、勝訴の可能性が低いとの説明があったとしても、依頼者にある期待感を抱かせる結果となることは否めず、このような勝訴の可能性が限りなく低い訴訟提起は、依頼者からどのような強い要請があったとしても、正当化できるものではないと指摘する。しかし、たとえ勝訴の可能性が非常に低い事件であっても、審査請求人も主張するように、弁護士としては、受任した上で和解による依頼者の正当な利益を模索することも可能であり、また、当事者の裁判を受ける権利を援助することも弁護士の重要な職務なのであるから、勝訴の可能性が非常に低い事件を受任することが、直ちに弁護士としての非行に当たるということとはできない。



- (4) 本件では、受任時、懲戒請求者は統合失調症に罹患していたが、相談や打合せにはほぼ毎回母親が付き添っており、上記のとおり、本件訴訟が勝訴の可能性の全く考えられない荒唐無稽な訴訟とまではいえないことからすると、懲戒請求者が統合失調症に罹患していたからといって、本人の強い希望に反してでも受任を断るべきであったとまではいえない。
- (5) また、勝訴の可能性が非常に低い事件を受任する場合、依頼者の利益を守るためには、受任時に「適切な説明」(弁護士職務基本規程29条1項)を行うことがより強く求められる。しかし、適切な説明を行った上で、依頼者がなお受任を求める場合に、依頼者の「正当な利益」(同規程21条)にならないとして、受任を拒否すべきという考え方には、そもそも疑問がある。弁護士は依頼者の要求が不当な場合は受任を拒否すべきであるといえるが、勝訴の可能性が非常に低い訴訟を提起することが依頼者の「正当な利益」につながるかどうかは、弁護士の適切なアドバイスのもと、最終的には依頼者自身が判断すべきことであり、その意味で、原弁護士会懲戒委員会が、本件の受任について、弁護士職務基本規程29条違反とまではいえないとしているにもかかわらず、同規程21条違反と判断したのは妥当とはいえない。

4 弁護士報酬の適正妥当性について

- (1) 審査請求人は、当初は、500万円ぐらいの請求が妥当と考え、着手金も26万2500円としたが、その後懲戒請求者の強い要望により請求額を増額して約1億6000万円を要求する調停を申し立てた際、着手金を増額して合計105万円としたが、これは、未払給与2年分を基準に旧日弁連報酬基準規程により算定した額にほぼ見合う金額となっており、また、日当5万2500円も旧日弁連報酬基準規程の定める範囲内の金額となっている。
- (2) 原弁護士会懲戒委員会は、訴訟物の金額を勝訴の見込みのない金額に増額し、これに対応する着手金を請求し受領することは、たとえ依頼者から訴訟物増額の希望があったとしても、「適正かつ妥当な弁護士報酬」の請求及び



受領行為に当たるとは言い難いとする。しかし、確かに、勝訴の見込みのない金額を請求する場合には、現実的な金額を基準に弁護士報酬を決定すべきであるが、他方で、本件では、請求額の増額が懲戒請求者の強い要望によるものであり、しかも、懲戒請求者から頻繁に電話やファックス送信があったことから、事件処理にかなりの労力を要することが予想された事情も認められる。このような事情を考慮すれば、本件における着手金の増額や日当が、適正かつ妥当な範囲を超えていたとはいえない。

- 5 以上のとおり、審査請求人の行為は、弁護士職務基本規程 21 条及び 24 条に違反したものと認められない。

第 5 結論

したがって、審査請求人を戒告処分とした原弁護士会の処分を取り消して、審査請求人を懲戒しないこととするのが相当である。

平成 27 年 5 月 11 日

日本弁護士連合会懲戒委員会

委員長

大 室 俊 三



委 員

齋 藤

隆



井 上

弘

通



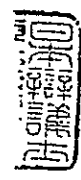
都 高

甲 高

雅 久


俊 尚





委員


若崎 隆二 

白井 敏男 


平田 和一 

水中 誠三 

渥美 雅康 

今川 忠 

增田 一郎 

高木 肇 



これは裁決書の謄本である

平成27年5月14日

日本弁護士連合会

事務総長 春 名 一 典

